

上天草市新型コロナウイルス対策農林水産業経営安定資金保証料助成
補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成費補助金交付要項（令和2年3月19日施行）、新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金保証料助成費補助金交付要項（令和2年3月19日施行）及び新型コロナウイルス対策林業経営安定資金保証料助成費補助金交付要項（令和2年3月19日施行）（以下「実施要項」という。）に基づいて行う保証料助成に係る補助金の交付について、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保証料助成に係る補助金)

第2条 市長は、予算の範囲内において、新型コロナウイルス対策経営安定資金融通措置要項（以下「措置要項」という。）第2に掲げる新型コロナウイルス対策緊急支援資金（以下「緊急支援資金」という。）の借入に伴い、熊本県農業信用基金協会（以下「農業基金協会」という。）又は全国漁業信用基金協会熊本支所（以下「漁業基金協会」という。）の保証を受ける場合に、この要綱に定めるところにより、保証料助成に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(利子補給の対象者)

第3条 利子補給の対象者は、実施要項第4条第4項の規定に基づき保証料助成承認通知書（以下「承認通知書」という。）を交付された保証料助成補助金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）で、市税及び使用料等の滞納がない者とする。

(補助金の交付)

第4条 第2条の補助金は、実施要項第7条第2項の規定に基づき保証料助成金交付決定通知書を交付された交付希望者に農業基金協会、漁業基金協会を通じて交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付希望者は、農業基金協会、漁業基

金協会を通じて規則第3条第1号に掲げる補助金等交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、農業基金協会又は漁業基金協会の保証を受けた日の翌年1月31日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） 交付希望者に係る市税及び使用料等の滞納がない証明書
- （4） 実施要項に基づき交付希望者に交付された承認通知書の写し
（補助金の額）

第6条 第2条の規定により交付する補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間において算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除して得た額）に実施要項第3条の表に掲げる保証料助成率を乗じて得た額とする。

（補助金の支払）

第7条 市長は、農業基金協会、漁業基金協会から規則第15条第1号に掲げる補助金等交付請求書（様式第12号）の提出があった場合において適当であると認めるときは、当該請求書及び補助金の代理受領等に関する委任状（別記様式1号）を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。ただし、調査等のため、特に時間を要するときはこの限りでない。

（補助金の額の確定）

第8条 実施要項第8条に掲げる保証料助成費補助金交付決定通知書（別記様式12号）をもって、規則第14条の規定に基づく補助金等の額の確定通知があったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。